

本人確認書類

次の書類（コピー）を添付してください

※令和7年12月2日以降、従来の健康保険証は本人確認資料として使用できません。

※有効期限があるものは有効期限内のものを添付してください。

※住所変更等に伴い裏面に裏書がある場合は裏書部分もコピーして添付してください。

（マイナンバーカードは表面のみコピーしてください。）

※下記以外の本人確認書類については、事前にお尋ねください。

- 運転免許証
- マイナンバーカード（個人番号カード、写真付き）※個人番号通知カードは使用不可
- 在留カード
- 特別永住者証明書
- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳（写真付き）
- 運転経歴証明書（平成24年4月1日以後に交付されたものに限る。）
- 国民健康保険資格確認書
- 後期高齢者医療資格確認書
- 介護保険被保険者証
- 国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書（写真付き）

保険者番号と被保険者等記号・番号の部分を
黒塗りなどにより見えないようにしたもの

◆注意◆

郵便請求手続きでは本人確認に加え、住所確認（送付先確認）も必要なため、

- 旅券（パスポート）
- 年金手帳
- 年金証書
- 社会保険の健康保険資格確認書

では住所の記載がなく住所確認ができません。

上記4点を本人確認書類として送付する際は、住所確認のために住民票（発行から3ヶ月以内のもの。コピー可）を添付してください。